

アライグマ捕獲檻使用による捕獲説明書



はじめにお読みください。

広陵町では、年々増えているアライグマによる農作物等への被害に対して、「防除実施計画」を策定し、特定外来生物であるアライグマの駆除を進めているところです。

その取組の一環として、アライグマ捕獲檻の貸し出しを一般の皆様に対して実施させていただいておりますが、アライグマ捕獲檻を使用して捕獲を行う際には怪我等の危険が伴います。

そこで、この説明書において、アライグマ捕獲檻の使用方法の他、アライグマを捕獲する際の注意事項を説明します。

アライグマ捕獲檻を個人で使用するにあたっては、町職員が実施する講習の受講が必須となっており、この説明書は講習の資料になりますので、内容をきちんと理解した上で、檻の使用をお願いします。

概 要

アライグマ捕獲檻の貸出について

貸出方法

広陵町役場 地域振興課にて
貸し出し簿に

**住所・氏名
連絡先**

を記入し、捕獲檻を受取ってください。

貸出期間

2 週間

貸し出し日から2週間経過したら
必ず一度ご返却ください。

※貸出対象者は『『広陵町アライグマ防除実施計画』イ 個人による捕獲』に定める【狩猟免許を有しない者の参加要件】に該当する方に限ります。

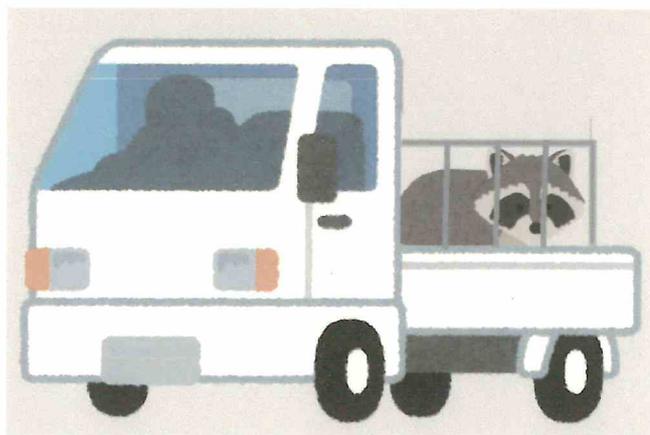
アライグマが捕獲檻に入ったら・・・？

捕獲後のアライグマには、むやみに近づいたり、変に刺激を与えたりしないようにしてください。
アライグマが暴れたり、引っかけたりして、怪我をする危険性があります。
万が一、噛みつかれたり、ひっかけられたりした場合は、すぐに病院で診察を受けてください。

アライグマを捕獲した檻はご自身で役場までお持ちください。

檻を持つ際は、丈夫な手袋を着用し、檻の取っ手をお持ちください。

但し、アライグマが狂暴で、**安全に運搬できない場合は役場にご相談ください。**



引き渡すまでに時間がかかる時は？

檻の中でアライグマが死んで
しまわないよう餌や水を与えてください。

☆捕獲後のアライグマはなるべく苦痛を与えない方法で
安楽死させることになっています。

アライグマ以外の動物が捕まったら…？

万が一、アライグマ以外の動物（タヌキ等）が捕獲された場合には、必ず逃がしてください。

☆アライグマ以外の動物は鳥獣保護法による保護の対象であり、捕獲が禁止されています。

アライグマの見分け方



アライグマ捕獲檻を設置する際に気を付けること

捕獲檻の設置にあたっては、設置方法をよくご確認ください。

捕獲用檻の罠が作動すると捕獲檻のフタが勢いよく閉まります。

フタで指を挟んだりするとケガ等の原因となりますので、次の点には特に気を付けてください。

設置する場所



子供が近づかない場所に設置する
また、子供を檻に近づけない

設置する時間

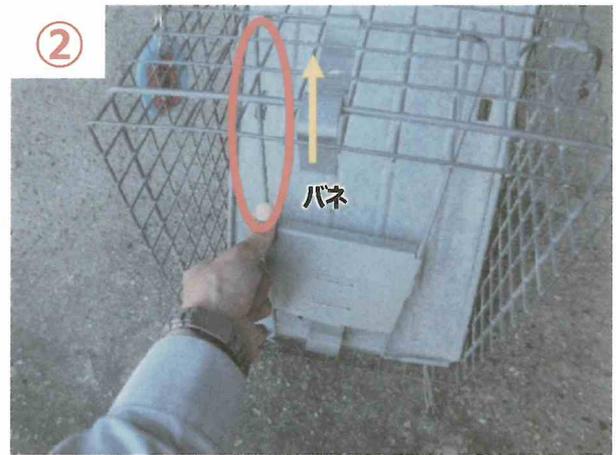


アライグマが活動する夜間に設置する

捕獲檻の設置方法



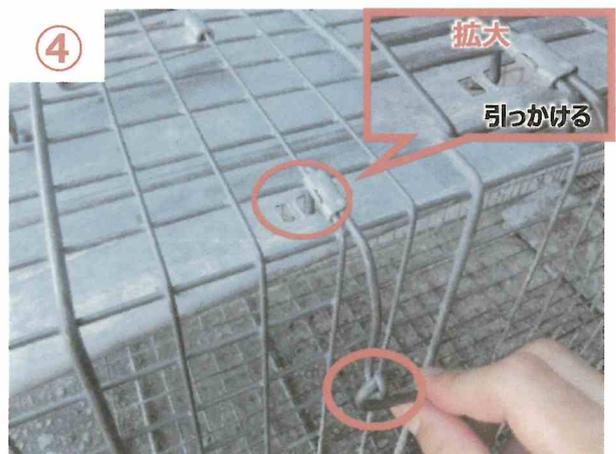
① 捕獲檻上部の金具を持ち上げる。



② フタについているバネを奥に押し込む。



③ ②のバネを押し込んだ状態で、フタの輪っか部分をもち、上に引き上げる。



④ 捕獲檻右側にある棒を動かし、フタ上部にある隙間に棒の先を引っかける。



⑤ 餌は捕獲檻の奥に設置する。金属板をアライグマが踏むとフタが閉まる。

※アライグマは雑食性のため、餌はどんなものでも問題はありません。



⑥ 返却時、捕獲檻の番号を係員に伝える。

詳 細

アライグマとは

アライグマは北アメリカの動物であり、もともと日本には生息していませんでした。しかし、かつてペットとして飼育されていたものが捨てられたり逃げ出したことで野生化しました。

アライグマは繁殖力が旺盛で環境適応力も高く、日本各地で分布を広げています。広陵町では、平成19年頃から目撃情報があり、近年その捕獲数は増加しています。

天敵のいないアライグマは、他の動物の食べ物やすみかを奪ったり、小動物を食べることで、生態系への被害の原因と考えられています。

また、生活に直接関与する農作物への被害の他、家の屋根裏に住みつき、糞尿で汚染するといった被害も発生しています。

アライグマの捕獲について

①アライグマの捕獲にかかる要件

アライグマについては、鳥獣保護法による捕獲許可を受けていないと基本的に捕獲することができません。しかし、アライグマは外来生物法の特定外来生物に指定されており、市町村において、「防除実施計画」を策定し、国の確認を受けると特定の条件の下でアライグマの捕獲をすることが可能となります。

広陵町では、「防除実施計画」を策定しており、「防除実施計画」に記載している条件については、右のとおりです。

②アライグマ捕獲檻の貸し出しについて

①の要件を満たす個人に対して、アライグマ捕獲檻の貸し出しを行います。貸し出しにあたっては、貸し出し簿に貸し出し日、住所、氏名、連絡先を記入いただきます。なお、アライグマ捕獲檻の貸し出し期間は原則2週間です。貸し出し日から2週間経過しましたら、必ず一度返却をお願いします。なお、引き続きの利用を希望される場合は一度ご相談ください。

③アライグマの捕獲方法

アライグマの捕獲にあたっては、アライグマの目撃情報や足跡、糞、食痕等のフィールドサインを参考に捕獲檻を設置します。

捕獲檻に入れる餌については、アライグマが雑食性であることから、スイカ等の果物類のほか、惣菜類や菓子類など準備の容易なもので構いません。使用方法については、「捕獲檻の設置方法」のとおりですが、設置の際には次の点に注意してください。

・捕獲檻の設置にあたっては、使用方法をよくご確認の上、設置すること。捕獲檻の罠が作動すると捕獲檻のフタが勢いよく閉まり、フタで指を挟んだりするとケガ等の原因となるので、小さいお子様が捕獲檻に近づいたりしないように設置場所に注意するほか、夜間のアライグマが活動を行う時間帯にのみ設置するなど、周囲の安全への配慮を徹底すること。

・錯誤捕獲（誤って別の動物を捕まえてしまうこと）を防止する観点から、目撃情報、被害状況を分析し、適切な設置場所の検討を行った上で設置する他、定期的な見回りを実施すること。万が一、アライグマ以外の動物（タヌキ等）が捕獲された場合には、必ず逃がすこと（アライグマ以外の動物は、鳥獣保護法による保護の対象であり、捕獲自体が禁止になっています。）。

『広陵町アライグマ防除実施計画』からの抜粋

イ 個人による捕獲

捕獲従事者は、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者とする。ただし、次の要件を全て満たしている場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲を行うことができることとする。

【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- ・町、一般社団法人奈良県猟友会が実施するアライグマ防除に関する講習を受講し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を持つと認められる者。
- ・良識があり、必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる者。
- ・垣または柵、その他これに類するもので囲まれた自ら居住する家屋の敷地内、他人の土地及び農業者が自ら耕作・管理する農地において、土地の所有者又は借受人若しくは管理者の了承を得て、自己の責任・管理のもと、箱わなを設置して捕獲しようとする者。

④捕獲後のアライグマについて

捕獲後のアライグマ捕獲檻には、むやみに近づいたり、変に刺激を与えたりしないようにお願いします。アライグマが暴れた際に引っかけたりして、怪我をする危険性があります。

アライグマを捕獲した檻は、ご自身で役場までお持ちください。なお、持ち運びの際は、丈夫な手袋をしたうえで、檻の取っ手を持ってください。

ただし、捕獲したアライグマが凶暴で安全に運搬することができない場合は、一度役場にご相談ください。

なお、アライグマを捕獲してから役場へお持ちいただくまでに時間がかかる場合においては、檻の中でアライグマが死んでしまわないよう餌や水を与えていただくようお願いします（捕獲後のアライグマについては、なるべく苦痛を与えない方法（ガスや麻酔による安楽死）で処分を行うこととなっています。）。

⑤その他注意事項

捕獲したアライグマの飼育は禁止されていますので、捕獲後は必ず役場へ引き渡していただくようお願いします。

アライグマを誘引する要因となるものを可能な限り排除するように日頃から対策をお願いします。

【誘引要因の例】

- ・農地に放置された未収穫の農作物や落果実等
- ・犬や猫などペットの残り餌
- ・残飯の屋外放置

アライグマは樹洞や岩穴をすみかとしており、それらと条件の似た人家の屋根裏、納屋、廃屋等にすみつき、繁殖することがあるため、アライグマが侵入できないようあらかじめ換気口や隙間を金網等でふさぐなどの対策をお願いします。

一人一人の小さな積み重ねが外来生物の根絶につながりますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。